

日本型直接支払 令和4年度 改正のポイント

多面的機能支払	<p>①活動内容の拡充 資源向上支払交付金・多面的機能の増進を図る活動 (改正前)「60 広報活動」→(改正後)「60 広報活動・農的関係人口の拡充」 地域外から共同活動に参加する者の呼び込み活動も対象とすることで、地域資源の管理を広域的に担う体制整備を推進します。</p> <p>②各様式の変更 各様式に様式作成者や提出先が一目で分かるように明記されました。</p>
中山間地域等直接支払	<p>①制度の拡充 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、「超急傾斜地棚田加算」が新設されました。加算額は14,000円/10a(田:1/10以上、畑:20度以上)が交付されます。</p> <p>②対象地域の拡大 令和2年度国勢調査の結果を受けて、過疎地域に異動があったことから、以下の地域の対象地域が拡大されます。 【下関市 旧豊浦町】 (改正前)通常地域(9法内)と特認地域(8法外隣接集落)が混在 (改正後)通常地域(旧豊浦町全域)、特認地域(旧豊浦町隣接集落)が対象</p>
環境保全型農業直接支払	<p>①事業実施要件の改正 実施要件の一つである「国際水準GAPの実施」が「みどりのチェックシートに定められた取り組みの実施」に変更されました。 「みどりのチェックシートに定められた取り組みの実施」は以下の(1)及び(2)です。 (1)農林水産省のオンライン研修又は県のGAP指導体制に位置づけられた指導者による指導・研修の受講 (2)「みどりのチェックシートの取組」の該当項目の実施</p> <p>②制度の拡充 「有機農業の取組拡大加算(有機農業の新規取組に係る指導等の活動)」が新設されました。令和4年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動に取組む場合に限り、新規取組面積4,000円/10aが交付されます。</p>

※詳細については、山口県各担当課にお問合せ下さい。

○多面的機能支払・中山間地域等直接支払⇒山口県農林水産部農村整備課計画調整班

○環境保全型農業直接支払

⇒山口県農林水産部農業振興課農業技術班

